

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月5日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【電話番号】	03-6722-4813
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ROE日本株ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ROE日本株ファンド

ただし、愛称として「ROE（ロエ）」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たり換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（５）【申込手数料】

申込受付日の基準価額に3.30%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2021年11月6日から2022年4月28日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、購入代金を申込みいただきます販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

①日本以外の地域における発行はありません。

②振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
追加型投信	海 外	不動産投信（リート）
	内 外	その他資産 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング

＜商品分類の定義＞

追加型投資

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分の定義＞

株式 一般

目論見書または信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

一般とは大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年2回

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ファンドの特色

1 わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

●株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。

2 企業のROE（自己資本利益率）に着目し、リサーチ（個別企業の調査分析）を基に、アクティブに個別銘柄選択を行います。

●ボトム・アップ・アプローチ※により財務体質、技術力、競争力等の観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。

※ ボトム・アップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした個別銘柄選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。

ROE（自己資本利益率）とは

企業の収益性を判断する指標の一つ。株主が投資した資本に対し、企業がどれだけの利益を上げたかを表します。株主の視点から経営の良し悪しを評価する指標であるといえます。

$$\text{ROE}(\%) = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本（株主持分）}} \times 100$$

一般的に

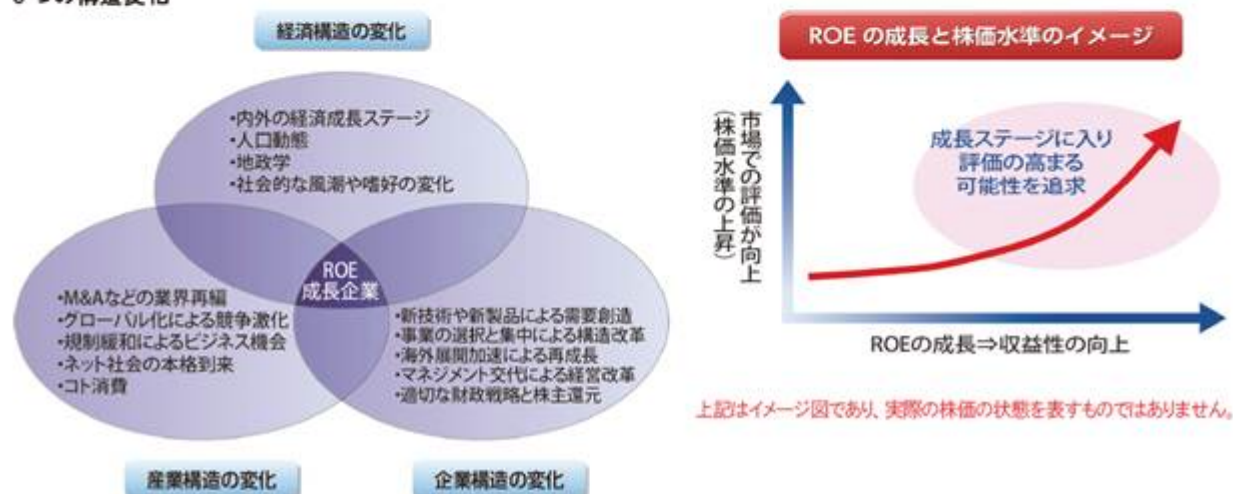
ROEが高い→効率的な経営ができており、株主にとって魅力的な企業

ROEが低い→効率的な経営ができておらず、株主にとって魅力的な企業ではない

● ファンドの運用哲学

- ファンドは、企業の収益構造の変化およびROEの成長率に着目して銘柄の選択を行います。
- 収益性の向上を伴う利益成長ステージに入り、かつ株価の上昇が期待される企業に投資を行います。

3つの構造変化



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● ポートフォリオ構築プロセス

- ファンドでは3つの構造変化に着目し、ファンダメンタルズからROEの成長を捉えることを目指します。
- 個別企業の調査分析に基づいた投資対象ユニバースを作成し、ボトム・アップ・アプローチによって財務体質、技術力、競争力等の観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。



ポートフォリオ構築プロセスは本書作成時点のものであり、今後変更となる場合があります。

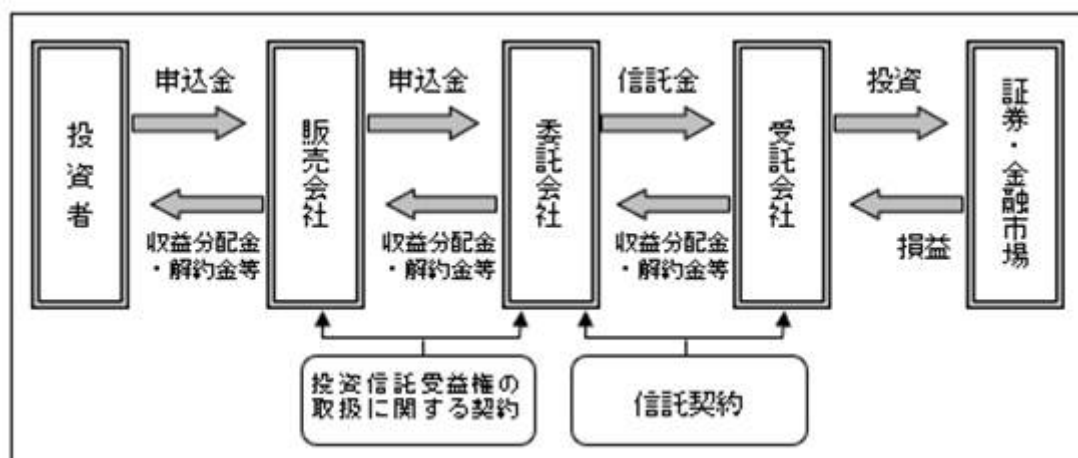
- ④ 信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年3月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み図



②委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （1）信託約款の届出
- （2）信託財産の運用指図
- （3）信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- （4）目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （1）信託財産の保管・管理・計算
- （2）委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- （1）受益権の募集・販売の取扱い
- （2）受益権の換金（解約）申込の取扱い
- （3）換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- （4）目論見書、運用報告書の交付等

③委託会社の概況

a. 資本金

2021年8月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2021年8月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②ボトム・アップ・アプローチにより財務体質・技術力・競争力等の観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。
- ※ボトム・アップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。
- ③業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。
- ④株式の組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
- ⑤株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2)【投資対象】

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
- (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (1) 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- (1) 株券または新株引受権証書
 - (2) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (3) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (4) コマーシャル・ペーパー
 - (5) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - (6) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

- (7) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (8) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (11) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

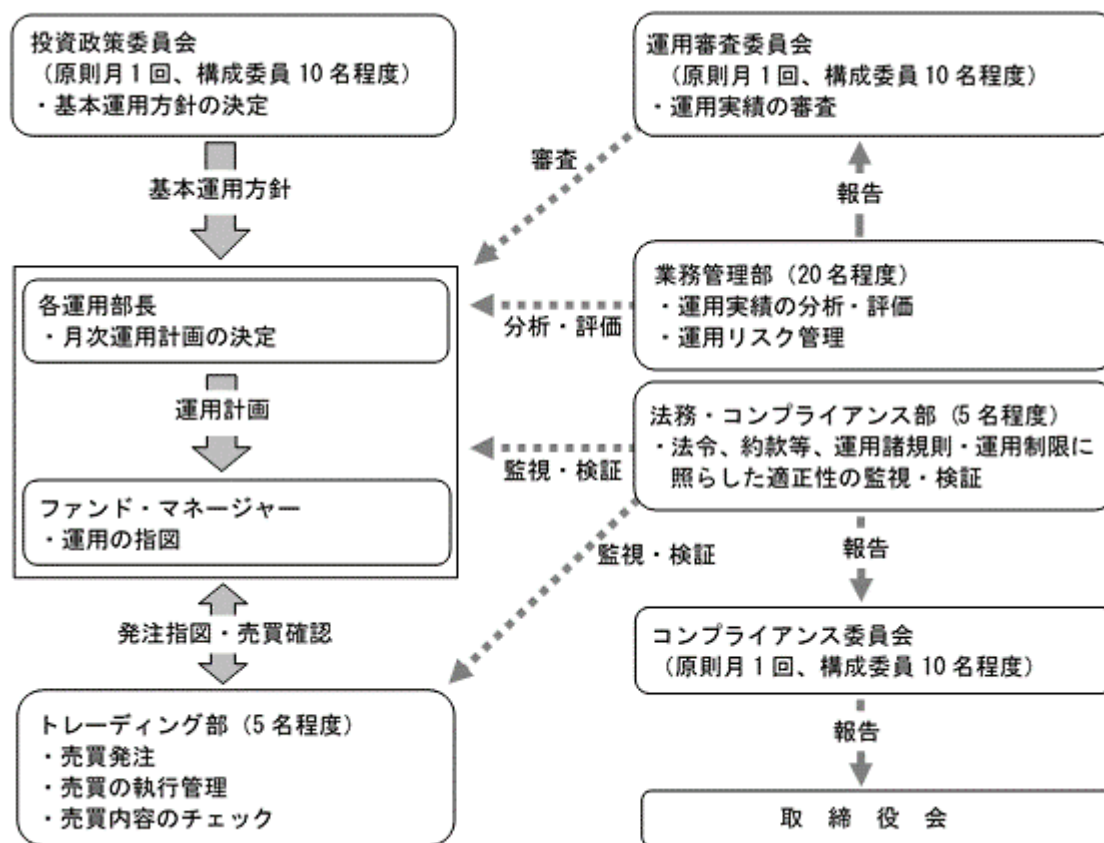
なお、(1)の証券または証書および(5)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)および(3)の証券および(5)の証券または証書のうち(2)および(3)の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(7)および(8)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有るもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2021年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回、毎決算時（原則として2月、8月の各5日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に

分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券（上場投資信託受益証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧デリバティブ取引は信託約款の範囲内で行います。
- ⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- ⑩ a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑪ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b.前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑫ a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c.収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑬ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限

- ①委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ②委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

③流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

③分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（３）リスクの管理体制

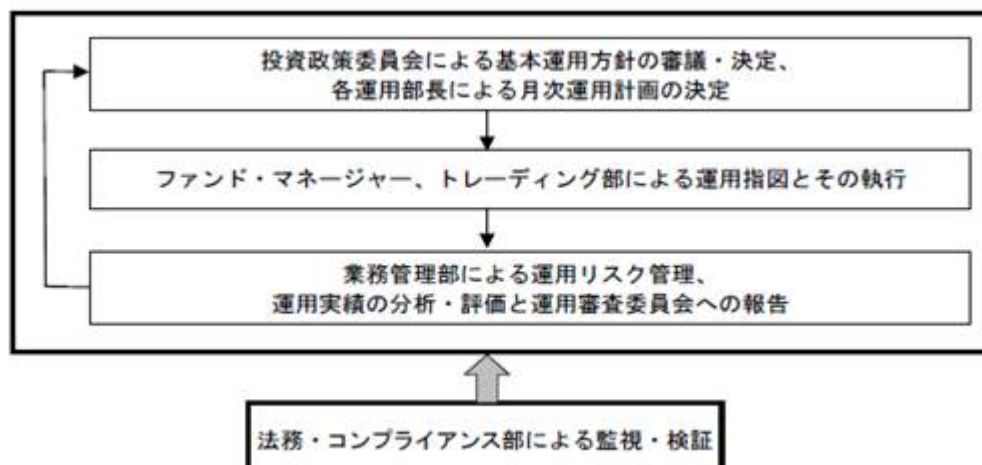
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2021年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《参考情報》

● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 左のグラフの分配金再投資基準価額は、2016年9月末の基準価額を起点として指数化したものです。

* 右のグラフは、2016年9月から2021年8月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

* 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 上記の騰落率は2021年8月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

* 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

* 2022年4月4日より、東京証券取引所の市場区分は再編される予定です。

MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込受付日の基準価額に3.30%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。ただし、換金時には、換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]として控除します。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.694%（税抜1.54%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率] (年率)

支払先	信託報酬率（税抜）	対価の内容
委託会社	0.80%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.04%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

③証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用が可能です。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合は販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いについては、2021年8月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2021年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	318	97.34
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	9	2.66
合計（純資産総額）	—	327	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄（30銘柄）

(2021年8月31日現在)

	国名	種類	業 種	銘 柄 名	数 量 (株)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	電気機器	日本電産	900	12,790.00 11,511,000	12,620.00 11,358,000	3.48
2	日本	株式	電気機器	ソニーグループ	900	11,360.00 10,224,000	11,360.00 10,224,000	3.13
3	日本	株式	輸送用機器	デンソー	1,300	7,683.00 9,987,900	7,710.00 10,023,000	3.07
4	日本	株式	サービス業	リクルートホールディングス	1,500	5,671.00 8,506,500	6,500.00 9,750,000	2.98
5	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	1,000	9,954.00 9,954,000	9,592.00 9,592,000	2.94
6	日本	株式	卸売業	伊藤忠商事	2,800	3,360.00 9,408,000	3,311.00 9,270,800	2.84
7	日本	株式	電気機器	イビデン	1,400	6,060.00 8,484,000	5,940.00 8,316,000	2.55
8	日本	株式	機械	ダイキン工業	300	25,170.00 7,551,000	27,405.00 8,221,500	2.52
9	日本	株式	精密機器	オリンパス	3,400	2,300.00 7,820,000	2,311.50 7,859,100	2.41
10	日本	株式	電気機器	ローム	700	10,350.00 7,245,000	10,620.00 7,434,000	2.28
11	日本	株式	電気機器	日立製作所	1,200	6,092.00 7,310,400	6,085.00 7,302,000	2.23
12	日本	株式	化学	信越化学工業	400	18,180.00 7,272,000	18,205.00 7,282,000	2.23
13	日本	株式	精密機器	HOYA	400	16,625.00 6,650,000	17,780.00 7,112,000	2.18
14	日本	株式	医薬品	第一三共	2,700	2,001.00 5,402,700	2,614.50 7,059,150	2.16
15	日本	株式	卸売業	ミスミグループ本社	1,600	4,160.00 6,656,000	4,365.00 6,984,000	2.14

16	日本	株式	化学	J S R	1,800	3,630.00 6,534,000	3,815.00 6,867,000	2.10
17	日本	株式	電気機器	ミネベアミツミ	2,200	3,080.00 6,776,000	2,833.00 6,232,600	1.91
18	日本	株式	情報・通信業	野村総合研究所	1,500	3,730.00 5,595,000	4,135.00 6,202,500	1.90
19	日本	株式	精密機器	朝日インテック	1,800	3,020.00 5,436,000	3,330.00 5,994,000	1.83
20	日本	株式	情報・通信業	Zホールディングス	8,000	616.17 4,929,368	717.00 5,736,000	1.76
21	日本	株式	輸送用機器	スズキ	1,200	4,491.00 5,389,200	4,756.00 5,707,200	1.75
22	日本	株式	食料品	アサヒグループホールディングス	1,100	5,003.00 5,503,300	5,114.00 5,625,400	1.72
23	日本	株式	電気機器	太陽誘電	900	5,784.51 5,206,062	6,240.00 5,616,000	1.72
24	日本	株式	医薬品	中外製薬	1,300	4,009.00 5,211,700	4,308.00 5,600,400	1.71
25	日本	株式	サービス業	エス・エム・エス	1,400	3,075.00 4,305,000	3,895.00 5,453,000	1.67
26	日本	株式	化学	メック	1,600	3,415.00 5,464,000	3,365.00 5,384,000	1.65
27	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	9,000	579.90 5,219,100	594.40 5,349,600	1.64
28	日本	株式	小売業	セブン&アイ・ホールディングス	1,100	4,884.00 5,372,400	4,815.00 5,296,500	1.62
29	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	100	47,490.00 4,749,000	47,240.00 4,724,000	1.45
30	日本	株式	機械	栗田工業	900	5,190.00 4,671,000	5,160.00 4,644,000	1.42

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2021年8月31日現在）

種類	業 種	投 資 比 率 (%)
株式	電気機器	19.76
株式	情報・通信業	10.99
株式	サービス業	9.38
株式	輸送用機器	7.75
株式	精密機器	7.47
株式	機械	7.37
株式	化学	7.36
株式	卸売業	6.19
株式	医薬品	5.54
株式	建設業	3.28
株式	小売業	3.26
株式	食料品	1.72
株式	銀行業	1.64
株式	陸運業	1.29
株式	保険業	1.20

株式	不動産業	1.16
株式	証券、商品先物取引業	1.06
株式	その他金融業	0.94
合計		97.34

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2021年8月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (2014年8月5日現在)	3,187	3,341	1.0360	1.0860
第2期 計算期間 (2015年2月5日現在)	2,520	2,689	1.0398	1.1098
第3期 計算期間 (2015年8月5日現在)	2,281	2,621	1.0757	1.2357
第4期 計算期間 (2016年2月5日現在)	2,188	2,188	0.9051	0.9051
第5期 計算期間 (2016年8月5日現在)	1,613	1,613	0.8418	0.8418
第6期 計算期間 (2017年2月6日現在)	1,479	1,479	0.9834	0.9834
第7期 計算期間 (2017年8月7日現在)	1,181	1,203	1.0701	1.0901
第8期 計算期間 (2018年2月5日現在)	821	996	1.0307	1.2507
第9期 計算期間 (2018年8月6日現在)	727	727	0.9761	0.9761
第10期 計算期間 (2019年2月5日現在)	572	572	0.9048	0.9048
第11期 計算期間 (2019年8月5日現在)	503	503	0.8822	0.8822
第12期 計算期間 (2020年2月5日現在)	486	486	0.9891	0.9891
第13期 計算期間 (2020年8月5日現在)	440	440	1.0655	1.0655
2020年8月末日	441	—	1.0863	—
2020年9月末日	439	—	1.1132	—
2020年10月末日	406	—	1.0818	—
2020年11月末日	397	—	1.2188	—

2020年12月末日	398	—	1.2523	—
2021年1月末日	393	—	1.2484	—
第14期 計算期間 (2021年2月5日現在)	340	406	1.0834	1.2934
2021年2月末日	347	—	1.0631	—
2021年3月末日	353	—	1.1041	—
2021年4月末日	338	—	1.0811	—
2021年5月末日	330	—	1.0820	—
2021年6月末日	332	—	1.0996	—
2021年7月末日	322	—	1.0759	—
第15期 計算期間 (2021年8月5日現在)	318	327	1.0595	1.0895
2021年8月末日	327	—	1.0942	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2014年8月5日）	0.0500
第2期 計算期間（2015年2月5日）	0.0700
第3期 計算期間（2015年8月5日）	0.1600
第4期 計算期間（2016年2月5日）	0.0000
第5期 計算期間（2016年8月5日）	0.0000
第6期 計算期間（2017年2月6日）	0.0000
第7期 計算期間（2017年8月7日）	0.0200
第8期 計算期間（2018年2月5日）	0.2200
第9期 計算期間（2018年8月6日）	0.0000
第10期 計算期間（2019年2月5日）	0.0000
第11期 計算期間（2019年8月5日）	0.0000
第12期 計算期間（2020年2月5日）	0.0000
第13期 計算期間（2020年8月5日）	0.0000
第14期 計算期間（2021年2月5日）	0.2100
第15期 計算期間（2021年8月5日）	0.0300

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2014年3月28日 ～ 2014年8月5日）	8.60
第2期 計算期間（2014年8月6日 ～ 2015年2月5日）	7.12
第3期 計算期間（2015年2月6日 ～ 2015年8月5日）	18.84
第4期 計算期間（2015年8月6日 ～ 2016年2月5日）	△15.86
第5期 計算期間（2016年2月6日 ～ 2016年8月5日）	△6.99
第6期 計算期間（2016年8月6日 ～ 2017年2月6日）	16.82
第7期 計算期間（2017年2月7日 ～ 2017年8月7日）	10.85
第8期 計算期間（2017年8月8日 ～ 2018年2月5日）	16.88
第9期 計算期間（2018年2月6日 ～ 2018年8月6日）	△5.30
第10期 計算期間（2018年8月7日 ～ 2019年2月5日）	△7.30
第11期 計算期間（2019年2月6日 ～ 2019年8月5日）	△2.50
第12期 計算期間（2019年8月6日 ～ 2020年2月5日）	12.12
第13期 計算期間（2020年2月6日 ～ 2020年8月5日）	7.72
第14期 計算期間（2020年8月6日 ～ 2021年2月5日）	21.39
第15期 計算期間（2021年2月6日 ～ 2021年8月5日）	0.56

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2014年3月28日 ～ 2014年8月5日）	3,673,188,083	596,726,440
第2期 計算期間（2014年8月6日 ～ 2015年2月5日）	649,174,206	1,302,301,802
第3期 計算期間（2015年2月6日 ～ 2015年8月5日）	535,385,998	837,898,991
第4期 計算期間（2015年8月6日 ～ 2016年2月5日）	643,490,848	347,507,798
第5期 計算期間（2016年2月6日 ～ 2016年8月5日）	22,888,258	523,643,645
第6期 計算期間（2016年8月6日 ～ 2017年2月6日）	42,870,737	455,283,398
第7期 計算期間（2017年2月7日 ～ 2017年8月7日）	84,398,736	484,627,935
第8期 計算期間（2017年8月8日 ～ 2018年2月5日）	11,154,647	318,473,522
第9期 計算期間（2018年2月6日 ～ 2018年8月6日）	37,490,584	88,436,344
第10期 計算期間（2018年8月7日 ～ 2019年2月5日）	3,508,283	116,184,394
第11期 計算期間（2019年2月6日 ～ 2019年8月5日）	1,756,817	64,540,453
第12期 計算期間（2019年8月6日 ～ 2020年2月5日）	1,135,626	79,335,169
第13期 計算期間（2020年2月6日 ～ 2020年8月5日）	2,310,644	80,447,522
第14期 計算期間（2020年8月6日 ～ 2021年2月5日）	1,325,831	101,103,040
第15期 計算期間（2021年2月6日 ～ 2021年8月5日）	20,865,720	33,910,234

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) 運用実績

(2021年8月31日現在)

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2021年8月	300円
2021年2月	2,100円
2020年8月	0円
2020年2月	0円
2019年8月	0円
設定来累計	7,600円

主要な資産の状況

組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数61)	業種	比率
日本電産	電気機器	3.5%
ソニーグループ	電気機器	3.1%
デンソー	輸送用機器	3.1%
リクルートホールディングス	サービス業	3.0%
トヨタ自動車	輸送用機器	2.9%
伊藤忠商事	卸売業	2.8%
イビデン	電気機器	2.5%
ダイキン工業	機械	2.5%
オリンパス	精密機器	2.4%
ローム	電気機器	2.3%

投資比率

株式	97.3%
現金・預金等	2.7%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

組入上位業種

業種	比率
電気機器	19.8%
情報・通信業	11.0%
サービス業	9.4%
輸送用機器	7.8%
精密機器	7.5%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2014年は設定日(3月28日)から年末まで、2021年は年初から8月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。
- ②購入申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、販売会社により受付時間に変更になることもありますのでご注意ください。
- ③申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約[※]」を締結していただきます。
※これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。
- ④受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。
- ⑤ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ⑥申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。
- ⑦購入申込者は、購入代金を払込期日までに申込みいただきます販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた申込の受付けを取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

①受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。

換金申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、販売会社により受付時間に変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]として控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付けを取消することができます。なお、換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

⑨換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・わが国の株式：原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（２）【保管】

ありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、2024年2月5日までですが、後述「（５）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月6日から8月5日まで、および8月6日から翌年2月5日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- （１）委託会社は、信託期間中において、この信託契約の換金申込により受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （２）委託会社は、（１）の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- (3) (2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (4) (2)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (5) (2)から(4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(2)から(4)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「②信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第15期計算期間（2021年2月6日から2021年8月5日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
ROE日本株ファンド
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 (2021年2月5日現在)	第15期 (2021年8月5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,403,661	22,367,882
株式	328,433,850	307,574,660
未収入金	8,093,559	—
未収配当金	422,900	363,184
流動資産合計	417,353,970	330,305,726
資産合計	417,353,970	330,305,726
負債の部		
流動負債		
未払金	8,212,341	—
未払収益分配金	65,849,457	9,015,729
未払解約金	—	497
未払受託者報酬	92,356	74,491
未払委託者報酬	3,463,148	2,793,572
未払利息	105	39
その他未払費用	23,027	18,562
流動負債合計	77,640,434	11,902,890
負債合計	77,640,434	11,902,890
純資産の部		
元本等		
元本	313,568,845	300,524,331
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,144,691	17,878,505
（分配準備積立金）	17,293,157	8,159,853
元本等合計	339,713,536	318,402,836
純資産合計	339,713,536	318,402,836
負債純資産合計	417,353,970	330,305,726

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 (自 2020年8月6日 至 2021年2月5日)	第15期 (自 2021年2月6日 至 2021年8月5日)
営業収益		
受取配当金	3,015,431	2,854,150
受取利息	—	16
有価証券売買等損益	79,424,182	1,791,617
その他収益	23	30
営業収益合計	82,439,636	4,645,813
営業費用		
支払利息	4,477	3,274
受託者報酬	92,356	74,491
委託者報酬	3,463,148	2,793,572
その他費用	23,027	18,562
営業費用合計	3,583,008	2,889,899
営業利益	78,856,628	1,755,914
経常利益	78,856,628	1,755,914
当期純利益	78,856,628	1,755,914
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,601,059	128,214
期首剰余金又は期首欠損金（△）	27,075,758	26,144,691
剰余金増加額又は欠損金減少額	257,006	1,945,815
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	257,006	1,945,815
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,594,185	2,823,972
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,594,185	2,823,972
分配金	65,849,457	9,015,729
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,144,691	17,878,505

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第14期 (2021年2月5日現在)	第15期 (2021年8月5日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 313,568,845口	1 計算期間の末日における受益権の総数 300,524,331口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0834円 (1万口当たり純資産額 10,834円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0595円 (1万口当たり純資産額 10,595円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第14期 (自 2020年8月6日 至 2021年2月5日)	第15期 (自 2021年2月6日 至 2021年8月5日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（2,675,811円）、費用控除後有価証券売買等損益（68,579,758円）、収益調整金（8,851,534円）、及び分配準備積立金（11,887,045円）より、分配対象収益は91,994,148円（1万口当たり2,933円）であり、うち65,849,457円（1万口当たり2,100円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益（1,010,324円）、費用控除後有価証券売買等損益（617,376円）、収益調整金（9,718,652円）、及び分配準備積立金（15,547,882円）より、分配対象収益は26,894,234円（1万口当たり894円）であり、うち9,015,729円（1万口当たり300円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第14期 (自 2020年8月6日 至 2021年2月5日)	第15期 (自 2021年2月6日 至 2021年8月5日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第14期 (2021年2月5日現在)	第15期 (2021年8月5日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	株式については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期 (自 2020年8月6日 至 2021年2月5日)	第15期 (自 2021年2月6日 至 2021年8月5日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第14期 (自 2020年8月6日 至 2021年2月5日)	第15期 (自 2021年2月6日 至 2021年8月5日)
期首元本額		413,346,054 円	313,568,845 円
期中追加設定元本額		1,325,831 円	20,865,720 円
期中一部解約元本額		101,103,040 円	33,910,234 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第14期（自 2020年8月6日 至 2021年2月5日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	52,692,068 円
合計	52,692,068 円

第15期（自 2021年2月6日 至 2021年8月5日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	8,216,823 円
合計	8,216,823 円

3 デリバティブ取引関係

第14期（自 2020年8月6日 至 2021年2月5日）

該当事項はありません。

第15期（自 2021年2月6日 至 2021年8月5日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

（2021年8月5日現在）

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ショーボンドホールディングス	800	4,580.00	3,664,000	
協和エクシオ	1,200	2,712.00	3,254,400	
アサヒグループホールディングス	1,100	5,003.00	5,503,300	
信越化学工業	400	18,180.00	7,272,000	
J S R	1,800	3,630.00	6,534,000	
資生堂	500	7,195.00	3,597,500	
メック	1,600	3,415.00	5,464,000	
ニフコ	1,300	3,655.00	4,751,500	
中外製薬	1,300	4,009.00	5,211,700	
J C Rファーマ	400	2,913.00	1,165,200	
第一三共	2,700	2,001.00	5,402,700	
SUMCO	700	2,598.00	1,818,600	
日本製鋼所	500	2,885.00	1,442,500	
ディスコ	100	33,100.00	3,310,000	
クボタ	1,500	2,261.00	3,391,500	
荏原製作所	600	5,710.00	3,426,000	
ダイキン工業	300	25,170.00	7,551,000	
栗田工業	900	5,190.00	4,671,000	
イビデン	1,400	6,060.00	8,484,000	
ミネベアミツミ	2,200	3,080.00	6,776,000	
日立製作所	1,200	6,092.00	7,310,400	
日本電産	900	12,790.00	11,511,000	
ソニーグループ	900	11,360.00	10,224,000	
ローム	700	10,350.00	7,245,000	
太陽誘電	700	5,680.00	3,976,000	
小糸製作所	500	6,630.00	3,315,000	
東京エレクトロン	100	47,490.00	4,749,000	
デンソー	1,300	7,683.00	9,987,900	
トヨタ自動車	1,000	9,954.00	9,954,000	
スズキ	1,200	4,491.00	5,389,200	
島津製作所	700	4,455.00	3,118,500	
オリンパス	3,400	2,300.00	7,820,000	
HOYA	400	16,625.00	6,650,000	

朝日インテック	1,800	3,020.00	5,436,000	
S H I F T	200	21,700.00	4,340,000	
テクマトリックス	2,200	1,592.00	3,502,400	
野村総合研究所	1,500	3,730.00	5,595,000	
ウイングアーク1 s t	1,100	1,914.00	2,105,400	
Zホールディングス	6,200	611.80	3,793,160	
伊藤忠テクノソリューションズ	1,000	3,370.00	3,370,000	
ネットワンシステムズ	1,200	3,600.00	4,320,000	
K D D I	1,300	3,346.00	4,349,800	
ソフトバンクグループ	600	6,781.00	4,068,600	
伊藤忠商事	2,800	3,360.00	9,408,000	
三菱商事	1,200	3,180.00	3,816,000	
ミスミグループ本社	1,600	4,160.00	6,656,000	
くら寿司	1,300	4,085.00	5,310,500	
セブン&アイ・ホールディングス	1,100	4,884.00	5,372,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	2,000	2,297.00	4,594,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	9,000	579.90	5,219,100	
S B Iホールディングス	1,300	2,715.00	3,529,500	
第一生命ホールディングス	1,000	2,078.00	2,078,000	
オリックス	1,500	2,005.00	3,007,500	
パーク24	1,600	2,012.00	3,219,200	
三井不動産	1,500	2,590.00	3,885,000	
エス・エム・エス	1,400	3,075.00	4,305,000	
アウトソーシング	2,200	1,765.00	3,883,000	
シグマクシス	1,700	1,970.00	3,349,000	
リクルートホールディングス	1,500	5,671.00	8,506,500	
建設技術研究所	1,100	2,297.00	2,526,700	
ダイセキ	800	5,110.00	4,088,000	
合計	86,000		307,574,660	

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2021年8月31日現在)

I 資産総額	329,172,784 円
II 負債総額	2,442,151 円
III 純資産総額（I－II）	326,730,633 円
IV 発行済数量	298,603,019 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0942 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続き、取扱場所等

ありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2021年8月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

①経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとしします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2021年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年8月末日現在、256本であり、その純資産総額の合計は1,133,190百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	131本	581,269百万円
単位型株式投資信託	62本	186,624百万円
単位型公社債投資信託	63本	365,297百万円
合計	256本	1,133,190百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第40期 (2020年3月31日現在)		第41期 (2021年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 預金			7,679,360		7,160,745
2. 前払費用			56,732		53,716
3. 未収委託者報酬			982,920		864,128
4. 未収運用受託報酬			424,829		346,844
5. その他			570		33,509
流動資産計			9,144,413		8,458,944
II 固定資産					
1. 有形固定資産			113,011		91,256
(1) 建物	※ 1	81,816		73,436	
(2) 器具備品	※ 1	30,982		17,660	
(3) その他	※ 1	212		159	
2. 無形固定資産			29,823		68,667
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		25,423		54,941	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,537		10,863	
3. 投資その他の資産			392,604		844,672
(1) 投資有価証券		52,990		496,104	
(2) 関係会社株式		5,386		3,264	
(3) 長期差入保証金		106,554		101,261	
(4) 繰延税金資産		215,746		226,048	
(5) 長期前払費用		11,927		17,993	
固定資産計			535,440		1,004,597
資産合計			9,679,853		9,463,541

		第40期 (2020年3月31日現在)		第41期 (2021年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			3,991		4,236
2. 未払金			503,207		373,559
(1) 未払収益分配金		1,164		1,521	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		372,833		302,483	
(4) その他未払金		129,207		69,552	
3. 未払費用			703,287		613,492
4. 未払法人税等			35,287		12,283
5. 未払消費税等			49,237		25,230
6. 賞与引当金			216,189		191,517
7. 役員賞与引当金			18,375		14,800
8. 時効後支払損引当金			37,988		37,988
流動負債計			1,567,564		1,273,108
II 固定負債					
1. 退職給付引当金			419,613		462,595
2. 役員退職慰労引当金			30,657		36,524
固定負債計			450,270		499,119
負債合計			2,017,835		1,772,228
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			6,285,565		6,343,225
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,972,775		3,030,435	
株主資本計			7,663,233		7,720,893
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			△1,215		△29,580
評価・換算差額等計			△1,215		△29,580
純資産合計			7,662,018		7,691,313
負債・純資産合計			9,679,853		9,463,541

(2) 【損益計算書】

		第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益					
1. 委託者報酬			5,839,865		5,245,922
2. 運用受託報酬			1,621,991		1,397,717
3. 投資助言報酬			-		10,000
営業収益計			7,461,856		6,653,639
II 営業費用					
1. 支払手数料			2,358,262		2,010,648
2. 広告宣伝費			970		160
3. 調査費			2,236,948		2,025,602
(1) 調査費		160,023		133,814	
(2) 委託調査費		1,710,692		1,491,662	
(3) 情報機器関連費		365,263		399,102	
(4) 図書費		968		1,022	
4. 委託計算費			218,698		212,665
5. 営業雑経費			102,606		101,181
(1) 通信費		6,812		9,730	
(2) 印刷費		85,021		80,401	
(3) 協会費		6,591		6,748	
(4) 諸会費		4,181		4,300	
営業費用計			4,917,486		4,350,259
III 一般管理費					
1. 給料			1,180,816		1,237,133
(1) 役員報酬		82,223		87,649	
(2) 給料・手当		1,034,250		1,085,640	
(3) 賞与		64,343		63,844	
2. 法定福利費			191,628		198,885
3. 退職金			2,456		-
4. 福利厚生費			4,351		4,808
5. 交際費			1,555		105
6. 寄付金			-		500
7. 旅費交通費			8,454		8,997
8. 事務委託費			112,134		102,494
9. 租税公課			139,472		137,151
10. 不動産賃借料			150,775		154,577
11. 退職給付費用			51,226		55,702
12. 役員退職慰労金			300		-
13. 役員退職慰労引当金繰入			5,708		5,867
14. 賞与引当金繰入			216,189		191,517
15. 役員賞与引当金繰入			18,375		14,800
16. 固定資産減価償却費			41,842		34,453
17. 諸経費			63,433		42,241
一般管理費計			2,188,720		2,189,236
営業利益			355,649		114,143

		第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益					
1. 受取配当金			994		985
2. 受取利息			80		69
3. 時効成立分配金・償還金			415		498
4. 助成金収入			1,586		482
5. 雑収入			280		70
営業外収益計			3,357		2,106
V営業外費用					
1. 為替差損			3,264		7,741
2. 時効後支払損引当金繰入			37,988		-
3. 雑損失			110		-
営業外費用計			41,363		7,741
経常利益			317,643		108,508
VI特別利益					
1. 投資有価証券売却益			108		2
特別利益計			108		2
VII特別損失					
1. 固定資産除却損	※ 1		4		820
2. 投資有価証券評価損			-		695
3. 投資有価証券売却損			818		2,084
4. 関係会社株式評価損			-		2,121
特別損失計			823		5,723
税引前当期純利益			316,929		102,788
法人税、住民税及び事業税			127,805		42,912
法人税等調整額			△22,254		2,215
当期純利益			211,378		57,660

（３）【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当期変動額								
当期純利益						211,378	211,378	211,378
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	211,378	211,378	211,378
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△226	△226	7,451,628
当期変動額			
当期純利益			211,378
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△988	△988	△988
当期変動額合計	△988	△988	210,389
当期末残高	△1,215	△1,215	7,662,018

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233
当期変動額								
当期純利益						57,660	57,660	57,660
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	57,660	57,660	57,660
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 1,215	△ 1,215	7,662,018
当期変動額			
当期純利益			57,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 28,364	△ 28,364	△ 28,364
当期変動額合計	△ 28,364	△ 28,364	29,295
当期末残高	△ 29,580	△ 29,580	7,691,313

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 時効後支払損引当金

時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（5）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（2）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

（収益認識に関する会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

IASB及びFASBが、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（IFRSにおいてはIFRS第13号、米国会計基準においてはTopic 820）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第40期 (2020年3月31日現在)	第41期 (2021年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 54,765千円 器具備品 153,010千円 その他 684千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 63,145千円 器具備品 166,398千円 その他 737千円

（損益計算書関係）

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 4千円	※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 0千円 ソフトウェア 820千円

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,679,360	7,679,360	—
(2) 未収委託者報酬	982,920	982,920	—
(3) 未収運用受託報酬	424,829	424,829	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	22,790	22,790	—
資産計	9,109,899	9,109,899	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(1,164)	(1,164)	—
② 未払償還金	(2)	(2)	—
③ 未払手数料	(372,833)	(372,833)	—
④ その他未払金	(129,207)	(129,207)	—
(2) 未払費用	(703,287)	(703,287)	—
負債計	(1,206,495)	(1,206,495)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	30,200
② 子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,679,360	—	—
未収委託者報酬	982,920	—	—
未収運用受託報酬	424,829	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	8,759	13,259	771
合計	9,095,869	13,259	771

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,160,745	7,160,745	—
(2) 未収委託者報酬	864,128	864,128	—
(3) 未収運用受託報酬	346,844	346,844	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	465,904	465,904	—
資産計	8,837,622	8,837,622	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(1,521)	(1,521)	—
② 未払償還金	(2)	(2)	—
③ 未払手数料	(302,483)	(302,483)	—
④ その他未払金	(69,552)	(69,552)	—
(2) 未払費用	(613,492)	(613,492)	—
負債計	(987,052)	(987,052)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	30,200
② 子会社株式	3,264
合計	33,464

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,160,745	—	—
未収委託者報酬	864,128	—	—
未収運用受託報酬	346,844	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	5,211	2,529	1,063
合計	8,376,929	2,529	1,063

(有価証券関係)

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は27,360千円であり、売却益の合計額は108千円、売却損の合計額は818千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) その他	8,996	7,762	1,234
	小計	8,996	7,762	1,234
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) その他	13,793	16,779	△2,985
	小計	13,793	16,779	△2,985
合計		22,790	24,541	△1,751

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は17,633千円であり、売却益の合計額は2千円、売却損の合計額は2,084千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他	5,147	4,588	559
	小計	5,147	4,588	559
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	460,757	503,951	△43,194
	小計	460,757	503,951	△43,194
合計		465,904	508,539	△42,634

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、投資有価証券について695千円（その他有価証券695千円）、関係会社株式について2,121千円減損処理を行っております。

(退職給付関係)

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	422,821千円
退職給付費用	40,258千円
退職給付の支払額	<u>△43,466千円</u>
退職給付引当金の期末残高	419,613千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	419,613千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>419,613千円</u>

退職給付引当金	419,613千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>419,613千円</u>

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	40,258千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	10,968千円
--------------	----------

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	419,613千円
退職給付費用	42,982千円
退職給付の支払額	- 千円
退職給付引当金の期末残高	462,595千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円

退職給付引当金	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	43,987千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,714千円
--------------	----------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期（2020年3月31日現在）	第41期（2021年3月31日現在）
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	66,197	58,642
未払社会保険料	10,994	9,817
未払事業税	7,080	2,429
退職給付引当金	137,872	152,830
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,061	15,061
時効後支払損引当金	11,632	11,632
その他有価証券評価差額金	536	13,054
その他	14,835	17,952
小計	264,210	281,421
評価性引当額	△48,464	△55,372
繰延税金資産計	215,746	226,048
繰延税金資産の純額	215,746	226,048

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第40期（2020年3月31日現在）		第41期（2021年3月31日現在）
法定実効税率	30.6 %	法定実効税率	30.6 %
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	2.2
評価性引当額	△ 0.1	評価性引当額	6.7
その他	0.5	その他	△ 0.3
税効果会計適用後の法人税率の負担率	33.3	税効果会計適用後の法人税率の負担率	43.9

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	99,817	未払金	79,336

（注）1.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	32,605	未払金	8,424

（注）1.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*1)	398,614	未収運用受託報酬	110,897

（注）1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問契 約の締結	投資顧 問契約 (*1)	349,256	未収運 用受託 報酬	93,225

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	7,078.07円	1株当たり純資産額	7,105.13円
1株当たり当期純利益	195.26円	1株当たり当期純利益	53.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	211,378	当期純利益（千円）	57,660
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	211,378	普通株式に係る当期純利益（千円）	57,660
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 324,279百万円（2021年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円（2021年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額（単位：百万円） （2021年3月末日現在）	事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831	
株式会社SBI証券	48,323	
東武証券株式会社	420	
日産証券株式会社	1,500	
ひろぎん証券株式会社	5,000	
丸八証券株式会社	3,751	
楽天証券株式会社	7,495	

2【関係業務の概要】

- ①「受託会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 信託財産の保管・管理・計算
 - b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
- ②「販売会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 受益権の募集・販売の取扱い
 - b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
 - c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
 - d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2021年8月末日現在、該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・目論見書の使用を開始する日
 - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
 - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央 ⑩

公認会計士

伊藤 雅人 ⑩

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月27日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているROE日本株ファンドの2021年2月6日から2021年8月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ROE日本株ファンドの2021年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる

場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。